

12. 伝統的工芸品産業支援補助金

概要

伝産法第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、個々の産地の実情に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等の取組を支援。

●対象者

伝産法に基づく各種計画の認定を受けた国指定の伝統的工芸品製造事業者・組合及びそれらを支援する者

●対象事業

大臣認定を受けた下記計画に基づいて実施される事業を対象とします。

1. 振興計画：産地の特定製造協同組合等が産地全体の振興を図る計画
2. 共同振興計画：産地の特定製造協同組合等が販売組合や個別の販売事業者とともに需要の開拓のためにたてる計画
3. 活性化計画：個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画
4. 連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画
5. 支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画

●予算額 3. 6億円

●公募時期 例年1月下旬頃を予定

●支援内容

下記事業について、上限2,000万円を補助。()は補助率。

- 【振興計画】 後継者育成事業(1/2、2/3以内)、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業(2/3以内)
- 【共同振興計画】 需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業(2/3以内)
- 【活性化計画・連携活性化計画】 活性化事業、連携活性化事業(2/3以内)
- 【支援計画】 人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業(1/2以内)

伝統的工芸品産業振興の目的 — 伝統的工芸品産業の振興による地域経済の発展 —

- 地域の資源と匠の技を基盤とする我が国の伝統的工芸品産業は、100年以上の長い歴史・風土の中で培われ伝承されてきた日本文化を象徴する産業。
- これら地域に根ざした伝統的工芸品は、観光資源の重要な要素として、地域産業・経済の発展と雇用の創出に貢献している。
- 経済産業省は、その文化性に着目した伝統的な技術・技法を継承するのみならず、産業活動として維持・発展させるための取組を支援している。

事業の概要・目的

- 昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にある。
- 本事業では、これら伝統的工芸品産業の振興を図り、もって地域経済の発展に寄与するため、伝産法に基づき、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光など異分野との連携や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓事業などの取組を支援。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

国

補助 2/3、1/2

国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

事業イメージ

○需要開拓事業

伝統の技を活かし、洋装でも使用できる「絞りシヨール」を開発し、首都圏の見本市に出展。【京都の子絞】



展示会風景

○人材育成事業

伝統的な匠の技の継承を、従来の「弟子入り」の形ではなく学校形式にして、短期間に集中的・徹底的に教育を行うことで、即戦力として働ける人材を確保する。【博多織】



授業風景(教養科目)



授業風景(実技科目)

○問い合わせ・申請先 近畿経済産業局 産業部 製造産業課
電話06-6966-6022